慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	桜井庄太郎著『恩と義理』: 社会学的研究
Sub Title	Shōtarō Sakurai : On and giri
Author	十時, 厳周(Totoki, Toshichika)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.1 (1962. 1) ,p.116- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620115-0116

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

S. 321 ff.

一九六〇年に公刊された E. Schmidt; Die Bestechungstatbestände in der höchstrichterlichen Rechtsprechung von 1879 bis 1959. に対し反論を加えたものであり、利益、職務行為、公務員の被売賄性、無理強いされた義務違反を犯すための公務員の内心的傾向、"申し出"、"要求"という構成要件形式における犯罪の既遂に分説されている。その反論は特に一九三三年以後判例が瀆職罪の構成要件を"甚だしく拡張した"こともなく、又罪刑法定主義の原則に対して"概念的に不明確化することによってこれと衝突した"こともなく、従来の判例を"破つた"ことも、また"法治国の路線を去つた"ともいえないこと（"　"内はシュミットの結論）。聯邦裁判所はライヒ裁判所が確立した判例を引きつぎ、これは現代の法政策および刑事政策の要求にかなうものであるという主張を骨子としているが、シュミットとともに、賄賂罪の構成要件の解釈は注意して吟味されるべきことを強調している。

Kappe; Ist die Entscheidung über die Bestellung eines Pflichtverteidigers gemäss § 140 Abs. 2 St.P.O. eine Ermessensentscheidung? S. 357 ff.

M. Lorenz; Die Vorarbeiten für die Grosse Strafrechtsreform zum Thema Verjährung. S. 373 ff.

現在進行中の刑法大改正委員会で、時効の問題につき如何に論議がなされているかについて論じたもの。筆者は Die Verjährung im Strafrecht. Eine dogmatische Untersuchung. 1934 の中で、実体法的時効論を主張した人であるが、さきに発表された一九六〇年草案を評して、右の学説をその基礎とすべしと提言する。

×　×　×

本誌には、その地、各ラントの高等裁判所の判例を、裁判所ごとに整理してあつて便利である。巻末にごく簡単な書評が登載されるのを常としている。（一九六一・一一・八・稿）

（宮沢浩一）

桜井庄太郎著『恩と義理』

——社会学的研究——

一　昭和十三年、論文集「日本封建社会意識論」を出版した著者は、このたび、旧著の主要な部分を詳しく論じた新しい著書を公けにした。その意味で本書は、旧著の訂正増補版であり別の著書でもある。

著者は、かつて社会学研究の中心問題であるかのように考えられていた「社会意識」の古くからの研究者であり、現在でも社会意識の研究は決してその重要性を失っていないとし、とくに、日本封建社会における社会関係意識を中心に論述を進めている。

本書は、序論と本論にわかれ、序論においては、社会意識（第一章）、日本封建社会（第二章）、日本封建社会における社会関係意識（第三章）の各章、本論においては、恩――施恩と報恩（第一編）、分限（第二編）、義理（第三編）、の三編が収録されている。この構成からも理解されるように、本書は社会意識についての新しい理論をうちたてようと意図するものではなく、「日本封建社会で、その特有の社会構造の制約をうけてどのような社会意識が生まれ、また発展したかを明らかにする……」（三頁）ことがその基本目的となっている。

二　著者のいう日本封建社会は鎌倉時代の始めから明治維新（一八五―一八六七）までの約六八〇年間とされ、さらに、それは㈠前期封建社会（いわゆる鎌倉時代の社会）、㈡中期封建社会（南北朝、室町時代および安土・桃山時代の社会）、㈢後期封建社会（いわゆる江戸時代の社会）、の三つにわけられる（二六頁）。主従関係と恩給制度を封建制度成立の基礎であるとみなす著者は、各時期の主従関係および恩給制度を検討しながら、全時期にわたる日本封建社会の主要な性格を、㈠差別性・不平等性、㈡封鎖性・固定性、㈢非合理性の三つに要約している。時代区分および性格の列挙は、本書の中心課題を展開するための布石に過ぎない。

本書の中心課題である「社会関係意識」の分析にとってもっとも重要な点は、いうまでもなく、日本封建社会そのものではなく、むしろ、日本封建社会におけるもっとも重要な社会関係、つまり、主従関係に注目することである。そこで、主従関係にもとずく主従関係意識を中心に、本書の論述が展開されるのである。さらに、主従関係意識としては、具体的には、恩、忠義、奉公、名を重じ恥を忌む、死を恐れない、身のほどを守る、少欲知足、倹約などがあげられるが、それらのうち、本書では、基礎的主従関係意識としての「恩」と、派生的主従関係意識としての「分」のみがとりあげられる。

三　基礎的主従関係もしくは第一次的主従関係としての恩（施恩と報恩）意識の発展は、原始的報恩意識がまず存在し、その上に仏教的報恩意識が移植されて堆積し、交じりあった両者を土壌としてさらにその上に封建的報恩意識が発生した（八頁）と考えられている。ただし、その場合、著者の研究範囲を超える問題として、仏教における報恩意識がわが国に受容された社会的根拠については、別段、詳しくのべられているわけではない。それらは既定の事実として、あるいは、封建的報恩意識そのものが発生した際の、単なる

『場』として取扱われているに過ぎない。著者のいうように、原始的報恩意識と仏教的報恩意識が日本封建社会における報恩思想の源流であるという考え方（五〇頁）を、社会意識は究極的には社会的存在によつて規定される（一七頁）という考え方と対応させる限り、その場合の源流という言葉の意味は、日常用語以上のなにものに解するべきではない。この場合の源流の意味は、単なる『場』に過ぎなかつたのである（この点については後に詳しくのべる）。

封建社会に入ると、報恩は確固たる道徳規範として意識されるようになり、それは武士階級における主従関係に根拠をもつものであつたが、劣等者による優等者の模倣として、町人や農民にたいしても強い影響を与えるようになつたとされている。つまり、報恩意識成立の条件を、㈠階級的社会としての封建社会の成立、㈡主従関係の普遍化（九三・九四頁）の二つに求めているのである。

さらに報恩意識の内容とその社会的性格を明らかにするため、未開社会におけるポトラッチ、あるいは給付と反対給付の関係、その一そう発展した形態である契約的関係を手がかりとしながら、㈠主従関係はポトラッチ的、契約的社会関係である、㈡したがつて主従関係にもとづいて構成される社会意識はポトラッチ的、相互的、平等的であるべきはずである。㈢しかしながら、主従関係は一面において上下的、権力的関係であるため恩という一方的な社会意識を発生させた、㈣それゆえ恩は表面的にみれば一方的な社会意識であるがその根底にはポトラッチ的、相互的意識が潜んでいることを見逃してはならない（一二二・一二三頁）と結論している。

ところで、この場合、主従関係のポトラッチ的、契約的性質を指摘したことはよいとしても、報恩という一方的な社会意識を発生せしめた根拠の説明に、すこぶる納得し難いものがあるように考えられる。たしかに、日本封建社会においては、武士階級の上層によつて報恩という道徳意識が強調され、武士階級の下層の従者を強く拘束したこと（一二二頁）は事実であろうが、同じ上下的・権力的関係にあつた西欧封建社会にも、同様の事実を指摘することができなかつたであろうか。しかも、日本と西欧の封建社会の相違、とくに恩意識についての一方的と相互的との相違が指摘されるのは如何なものであろうか。つまり、上下的、権力的関係に立脚しない封建社会というものが考えられないにもかかわらず、そのことでもつて、日本封建社会における一方的報恩意識を説明することは、問題を十分に説明しているとは考えられないのである。

四　派生的主従関係もしくは第二次的主従関係としての「分限意識」は、身分社会における社会的地位の差別そのものを示すと共にその社会的地位に相応する行為の基準を示すところの規範意識であつた（一四六頁）とされている。このような分限意識は仏教思想、

中国思想の移入に伴い、すでに早く古代の日本思想界にもたらされたはずであるにもかかわらず、それを受け入れる社会的地盤ができていなかつたため、それは根強い社会意識となることができなかつた（一四七頁）とし、はじめてこの思想を受け容れ、育てる社会的地盤を封建社会の成立に求めようとしている。そして各封建期にあらわれた諸文献を検討しながら、武士階級の上層から与えられた「うへをみな」、「みのほどをしれ」の五字七字の訓えが、町人・農民の意識内容に次第に強く浸透し、ついにかれら被支配階級の人生観・社会観にまでしみこんで、日常一般行為の基準となつていた点を指摘する。さらに、分限意識は、一群の傍系的社会意識、たとえば、少欲知足意識、侘びの精神、人を羨むな、人まねをするな、あきらめなどと、しばしば相結び相伴つて現われている（一七八頁）とされている。このような分限意識成立の条件は、要するに、主従関係を主要な社会的紐帯とする封建社会の階級的構成、その固定性、封鎖性および社会生活圏の狭少性にあり（一九七頁）、しかも、封建社会人、とくにその中層、下層の人々の心の中に深く浸透していた（一九八頁）と考えられているのである。

ところで、封建社会成立以前に、分限意識が根強い社会意識となつていなかつた、と断定するに足る充分な根拠を本書は何にも示していないようである（一五〇頁）。ただ、封建社会成立以前の諸文献に、少数の例外を除き、分限に関連する特定の言葉があらわれなかつたことでもつて、そのように断定しているかのように受けとられる。勿論、封建社会以前の社会においては、その社会に独自の別の社会構造の制約をうける別個の社会意識が存在していたと著者は仮定するのであろうが、さらにまた、両者の間の変動過程の分析は別個の研究課題に属すると主張することもできるであろうが、それらの方法論上の諸問題をとりあげることなしには、分限意識の解明もきわめて公式論的な枠組をでないように考えられる。その点は、各編の「補説」にとりあげられた明治以後の社会における意識の残存、つまり、封建社会で成立・発展した社会意識はすべて明治維新以後の社会にもちこまれて残存する結果になつた（一二三頁）ことに関する公式論的な解釈と軌を一にしているようである。

五　前期・中期封建社会では、恩の社会意識が強い拘束力を発揮したが、後期封建社会（江戸時代）では、この恩の意識は、前期・中期封建社会ほど強烈・頻繁に現われず、これに代つて著しい存在を示すようになつたのが義理という社会意識である（二一五頁）として、この義理という社会意識を克明に分析しようとする。そして、後期封建社会の文学作品その他の資料を検討しながら、義理は、当事者が同一の階級（階層）に所属し当事者の間に所属階級（階層）の著しい差がない場合のポトラッチ的・契約的社会意識である（二五五

頁）と結んでいる。したがつて、義理と恩との関係は、歴史的には恩＝武士階級的社会意識、義理＝町人階級的社会意識であり、社会関係的には恩＝上下関係的社会意識、義理＝平等的・水平的社会意識である（二五八頁）ということになる。つまり、他人から好意を受けた場合でも、相手が主君、主人、一般に目上のときは恩を受けたと意識し、相手が同じ身分の者であるときは義理があると意識するというのである（二八〇頁）。

ところで、日常用語としての二つの言葉の使いわけは、著者の指摘するように、明確に、江戸期のあらゆる階級・階層にわたつて広く意識されていたのであろうか。著者の検討してきた文学作品その他の文献資料、およびそれらにたいする著者の解釈以外に、さらに多くの場合に多くの異つた解釈がなされていたと考えられないであろうか。たとえば、「……だれだれから恩を受けた義理があるので……」といつた場合は、この二つの用語を著者の解釈のように明確に意識して使いわけているわけではない。むしろ、こうした表現こそ、著者の立場からすれば、許すことのできない無学な表現とでもいうのであろうか。しかも、日常生活において、しばしば用いられる表現のようである。

それはともかくとして、江戸期の各階級、階層によつて、この二つの用語が使いわけられていた傾向を指摘したことは、恩、忠義、義理、人情といつた問題を整序する上に、きわめて重要な問題を提起するものといえよう。

六　本書の論述は、首尾一貫して、日本封建社会の社会構造から制約された特定の社会意識――恩と分限と義理――を克明に分析している。そのために費された文学作品その他の文献資料の調査研究には、社会学のみならず国史、国文学、哲学上の諸研究の業績が統合されている。その意味で、古くからこの方面の研究にたずさわつてきた著者にしてはじめて期待しうるえがたい収穫である。しかしながら、本書に示された研究方針に関する方法論上の問題に、まつたく疑問の余地がないわけではない。

社会意識は、著者によると、「同一の社会に属し、共同生活をいとなむ人々の間に見いだされる共通の意識であつて、しかもそれらの人々によつて意識内容の共通が意識されているものである」（一四頁）とされ、社会意識は、また、社会的存在に反作用をあたえるが、究極的には、社会的存在によつて規定される（一七頁）と考えられている。

社会的存在が変化すれば、勿論、それによつて規定される社会的意識も変化する。しかしながら、社会的存在の変化が徐々に行なわれる場合、あるいは、変化が急激であつても徹底を欠く場合、前代の社会の社会意識は後の社会へ伝達されて残存する。「残存した前

代の社会意識と新たに生まれた後代の社会意識とは別個のものとして併存するのではなく、むしろ慣習や制度の中に、また文学作品その他の芸術作品の中などに、複雑に、また奇妙に結びつき、融け合つて存在することが多い」（一九頁）。このように、前代の社会意識と後代の社会意識との間に摩擦、衝突が生まれ、両者は互いに他の影響をうけ純粋な形では存在しえなくなる現象を、社会意識の「堆積」とよんでいる（一九頁）。そして、日本の社会ではこのような旧社会意識の堆積がとくに著しいことを、著者は指摘しているのである。

われわれが知りたいのは、実は、この「堆積」現象にはたらく法則的なメカニズムについてである。本書の論述に関してのべれば、日本封建社会成立以後にどのような堆積現象がおこつたか、あるいは、明治維新以後にどのような堆積現象がおこりつつあつたか、までをも知り度いと思うのである。さもなければ、前代の社会意識の残存を既定の事実とみなすだけで、そのことにはなんら触れることなく、後代の社会の社会構造とその構造のもとにおける社会意識との関係のみを分析する、一面的な「構造分析」に終始してしまうのである。後代の社会の社会意識は、その社会の構造によつて制約されると同時に、前代の社会の社会意識の残存によつても、きわめて強い作用をうけるものと考えられる。つまり、著者もいうように、社会的構造が変化したことによつて、まつたく別個の社会意識が、新しく真空状態から生れてくるわけではない。その際には、新しい社会意識形成のための素材として、前代の社会の社会意識の残存が新しい社会意識形成のための一つの方向をきめる、有力な手がかりとなるように考えられるのである。したがつて、このような堆積現象のプロセスに働くメカニズムを究明することは、社会意識の研究にとつて不可欠の問題であるといわねばならない。

たとえば、報恩意識が日本封建社会にとくに根強く意識された事実は、日本封建社会の社会構造を上下的・権力的関係であつたと分析しただけでは決して十分に説明したことにはならない。報恩意識が強く意識された事実は、さらに、それ以前に存在した特定の意識（残存）と密接に関連していたのではないかと考えられるのである。逆にいえば、構造が如何に変化しても、それに適しい素地が存在していなければ、構造に制約されると考えられる複数の意識のなかの特定の意識が、とくに根強く意識されるようにはならないのである。

文化人類学者ボグトによれば、構造そのものを変化させる指向的過程において、その変動方向を決定づける主要な要因の一つと考えられるものは、それぞれの社会の伝統的な価値志向であるといわれている（Evon Z. Vogt, "On the concepts of structure and process in cultural anthropology, American Anthropologist,

Vol. 62, No. 1, 1960)。しかも、価値志向における「対人関係的側面」は、他の諸側面と比較し変化しにくいものであるとさえいわれている。したがつて、日本封建社会における社会関係意識を中心課題とする著者の研究は、構造的分析のみではなく、著者のいう堆積現象に関する過程的分析をも必要としているように考えられるのである。とくに、明治以後の堆積過程を究明することは、旧社会意識の堆積が著しいといわれる現代日本社会の研究にとつて、かけがえのない重要さをもつであろう。この点に関する限り、本書は、なんら理論的な解明の方法を示唆するところがない。

そのことはともかくとして、本書の論述は、構造的分析に集中したことから生ずる一連の限界をしめしながらも、構造分析の領域における優れた道標の一つとみなければならない。論述明解にして、教えられるところ多々あつたことを申しそえたい。(昭和三十六年五月アサヒ社発行)

(十時厳周)

従来、紹介批評欄は、内外の著書のみを採りあげてきたが、本号からは、内外の雑誌論文をも加えることにした。

編集部